

教育基本法「改正」案の廃案を求める決議

- 1 政府は、2006年4月28日通常国会に、教育基本法「改正」法案を提出したが、国会審理の中で政府は立法事実の存在すら説明できず、さらに多くの問題点が指摘され、今臨時国会に継続審議となっている。法案提出後、全国の様々な団体、個人が教育基本法「改正」案に反対の声を上げ、その声はその後も拡大し続け、いまや大きなうねりとなっている。にもかかわらず安倍政権は、この声を無視し、今臨時国会で、教育基本法の「改正」を最重要課題にすえ、同法案の成立をめざしている。
- 2 教育基本法は日本国憲法と密接に関連し、教育法体系の根本理念を定める法律と位置づけられている。そして、教育基本法は、教育の根本目的が子どもの自由かつ独立の人格としての成長にあることを示し、国家に対して、その目的を達成するための教育の実践を命じる立憲主義の精神をもつ基本法である。

しかしながら法案は、この立憲主義を根底から覆すものとなっている。現行法10条1項の改訂、「改正」案17条の教育振興基本計画の策定の義務づけなどを通じ、国家権力にとって都合の良い法律と時々の恣意的な政策をもって教育内容への無制限の介入が可能となる。また、愛国心を初めとする20にも及ぶ徳目教育をなすことを法定化することにより、国家権力によって「あるべき」国民の姿をも作り出そうとしている。

現在においても、国は、卒業式等における国旗掲揚国歌斉唱の強制、愛国心を評価する通知票の導入を行っており、教育基本法が「改正」された暁には、このような国家による教育への介入が激化していくことは自明である。これらは、国家権力にとって都合の良い「あるべき」国民の姿をつくりだそうとするものであり、憲法と一体となり「人格の完成」を目指すべき教育は、その本質から覆されることになる。

憲法9条の改悪を中核とする自民党新憲法草案が発表され、我が国の軍事国家化が進められようとしている今、「あるべき国民」をつくりだそうとする教育基本法「改正」は、このような新憲法草案と一体となって、我が国を「戦争する国」へと導くものであり極めて危険なものである。
- 3 法案のもとで進められる国家による教育内容への介入は、教育における「平等」や「機会均等」を変質させ、能力主義の徹底や競争のさらなる激化に道を開くものでもある。法案は義務教育期間「9年間」の定めを削除し、これを弾力化することを認めている。さらに、教育振興基本計画に基づく「成果」による予算配分、教員評価制度などの一連の教育「改革」、全国一斉学力テストの実施などは、国家が子ども・親・教師・学校を巻き込んだ競争・格差を拡大する計画を立案し、それを強力に押し進めることを意味するものである。教育における格差は現在よりも、ますます増長されていくことになる。なお、このように戦争できる国へと導くこと、格差を増長させることは、政府「改正」案だけの問題ではなく、民主党提出の教育基本法「改正」案についても全く同一の問題点を指摘せざるをえない。
- 4 すでに通常国会の審理において、教育基本法「改正」の立法事実自体が存在しないことが明らかとなった。そもそも政府が現行教育基本法「改正」の理由に掲げる「学力低下」、「凶悪化する少年犯罪」、「ニート・フリーターの増加」などは、いずれも現行教育基本法に原因があるものではない。したがって当然のことながら、教育基本法「改正」によって解決されるものでもない。

教育基本法を「改正」するのではなく、現行教育基本法の理念を適切に実現すべく「運用」することこそが、政府に課せられた責任である。自由法曹団は、断固として教育基本法「改正」案に反対し、同案の廃案を強く求めるものである。

2006年10月23日

自由法曹団2006年総会

